

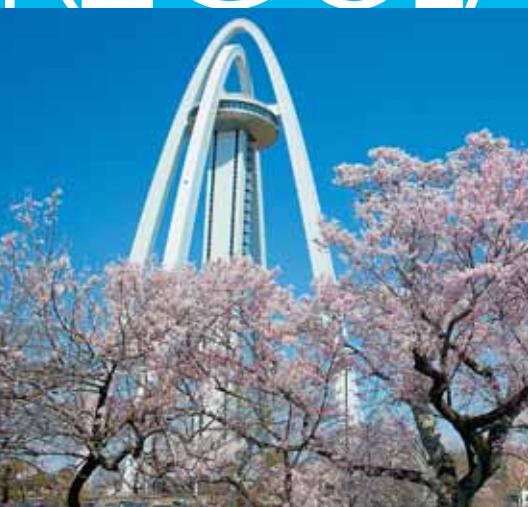
# ICHINOMIYA CITY

## OUTDOOR ADVERTISING RULES and REGULATIONS

### 屋外広告物条例の手引き

#### 目次

はじめに	01
1 屋外広告物とは	01
2 屋外広告物の規制	03
3 許可の基準	07
4 屋外広告物の許可申請の手続き	10
5 屋外広告物の許可期間	11
6 許可申請の手数料	11
7 屋外広告物を表示するものの義務	12
8 屋外広告業の登録又は特例届出	12
9 違反広告物に対する措置、罰則	13
10 既存の屋外広告物に対する経過措置	14



一宮市

# はじめに

一宮市では、“木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮”を基本理念とし、地域特性を踏まえた良好な景観づくりを進めるために、一宮市のまちづくりに携わる市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくための基本的な計画として、令和3年4月の中核市移行に合わせ「一宮市景観計画」を策定いたしました。

また、屋外広告物に関しては、一宮市屋外広告物条例を制定いたしました。

一宮市屋外広告物条例は、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として市域の屋外広告物に関する規制などを定めています。

この手引きは、一宮市屋外広告物条例の内容について、規制や許可手続き等に関する概要を説明するものです。市民や屋外広告業に携わるみなさまには、条例の内容をご理解いただき、一宮市らしい景観形成や安全確保のため屋外広告物行政についてご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 1 屋外広告物とは（法第2条）

「屋外広告物」とは、営利・非営利を問わず、その表示する内容にかかわらず、次の4つの要件をすべて満たしたものをおいいます。

### ①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

定着して表示される広告物に限るため、街頭で配布されるビラやちらし等は該当しません。これらは壁などに貼付され定着性を有した時に、屋外広告物に該当することとなります。

### ②屋外で表示されるものであること

広告物が建物等の外側にあることを意味し、屋外にいる不特定多数の人々から見えていても、屋内にある広告物であれば、屋外広告物の規制の対象外とするという趣旨です。したがって建物のショーウィンドーや自動車の窓ガラス等にその内側から貼られたものなどは原則屋外広告物に該当しません。

### ③公衆に表示されるものであること

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして建物の管理権等からも総合的に判断することとなります。例えば、野球場内や駅構内等で、特定の人々（入場者等）のみにしかみえないものは、屋外広告物に該当しません。

### ④看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

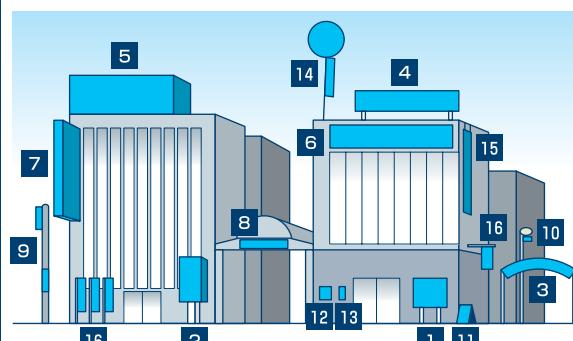
独立して設置されているもののほか、建物や塀、樹木等を利用して表示されているものも屋外広告物に該当します。

## ■ 広告物の種類

市内で屋外広告物を表示する場合は、原則許可が必要になります。

種類	概要
1 広告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、平面的に内容を表示するもの
2 広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、立体的に内容を表示するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）
3 アーチ	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建物の入口、道路をまたぎ建植して内容を表示するもの
4 屋上廣告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、平面的に内容を表示するもの
5 屋上廣告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、立体的に内容を表示するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）
6 壁面廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物又は工作物の壁面に取り付け、又は塗布されたもので平面的に内容を表示するもの（貼紙、貼札を除く）
7 突き出し廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物又は工作物の壁面（側面）から突き出して取り付け内容を表示するもの
8 アーケード廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、アーケードの天井から吊り下げ又は直接取り付け内容を表示するもの
9 電柱廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱・電話柱から突き出して取り付け並びに直接塗布されたもの又は金属等を使用して巻き付け内容を表示するもの
10 街灯柱廣告	直接塗布されたもの又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、街灯柱に内容を表示するもの
11 立看板	紙、布、木又は金属等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して立て掛け又は建植されず移動性のあるもので内容を表示するもの
12 貼紙	紙等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件に直接貼り付け内容を表示するもの
13 貼札	紙、木、合成樹脂又は金属等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件に取り付け内容を表示するもの
14 アドバルーン	網に網を付けた気球を掲揚し、その網又は気球を利用して内容を表示するもの
15 広告幕（網）	布又は網等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して取り付け内容を表示するもの
16 広告旗	布又は網等を使用して作成されたもので、一端をさお、紐、建造物又は工作物等に取り付け内容を表示するもの

設置目的による分類	概要
自家用広告物	自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示するもの
管理用広告物	自己の敷地や物件を管理するために表示するもの
案内広告	道標、案内図板その他公共的目的をもったもの若しくは公衆の利便に供することを目的としたもの
一般広告物	自家用広告物、管理用広告物、案内広告に該当しないもの



## 2 屋外広告物の規制

市内には、屋外広告物を表示できない地域「禁止地域」、表示するのに許可が必要な地域「許可地域」、屋外広告物を表示できない物件「禁止物件」が定められています。また、表示できないもの「禁止広告物」、許可なしで表示できたり禁止地域や禁止物件でも表示できる「適用除外」の基準も定められています。

なお、地域に応じて許可基準が変わります。

### ■ 禁止地域（条例第3条・告示）

1. 第1種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地地区
2. 文化財保護法、愛知県文化財保護条例、一宮市文化財保護条例で指定された地域等
3. 高速道路、自動車専用道路、新幹線の全区間
4. 市長が指定する道路・鉄道及び道路・鉄道の沿線の区域（※）
5. 都市公園及び市長が指定する公園、緑地、駅前広場等の公共空地
6. 市長が指定する河川、池沼及びこれらの付近の地域
7. 官公署、学校、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館その他の公共施設の敷地
8. 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場の敷地
9. 市長が指定する神社、寺院及び教会の境域

※ P9をご参照ください。

---

### ■ 許可地域（条例第5条・告示）

市内の禁止地域以外の地域です。屋外広告物を表示する場合、原則許可が必要になります。許可地域のうち、住居系の用途地域、市長が指定する道路・鉄道及び道路・鉄道の沿線の区域（※）は許可の基準が異なります。

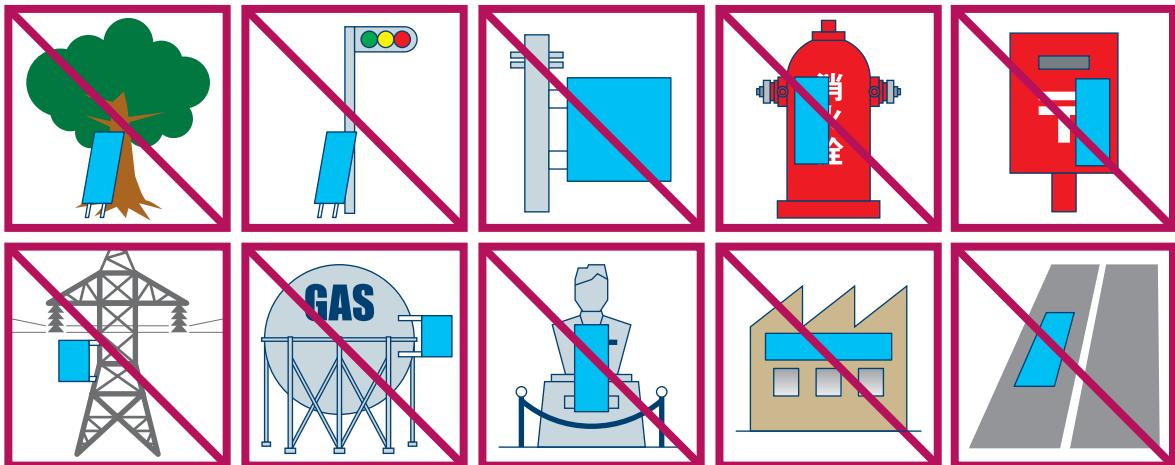
※ P9をご参照ください。

---

## ■ 禁止物件（条例第4条）

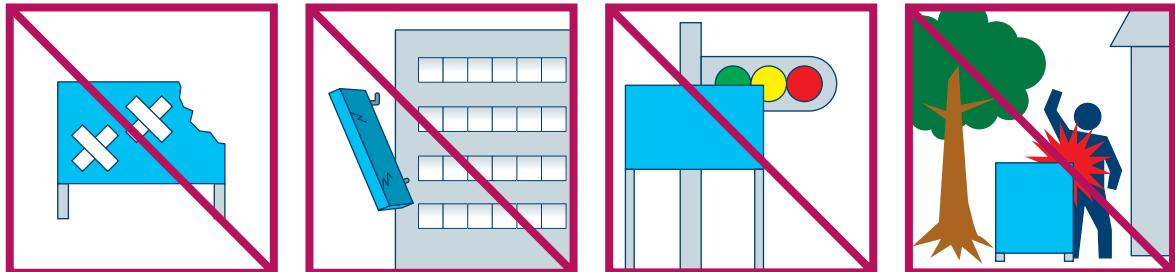
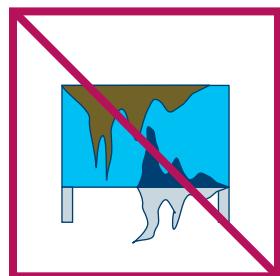
1. 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
  2. 街路樹、路傍樹、植樹帶
  3. 信号機、道路標識、道路上の柵等
  4. 電柱、街灯柱等（※）
  5. 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
  6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所等
  7. 送電鉄塔、送受信塔
- ※電柱、街灯柱は、一定の基準を満たせば表示できる場合があります。

8. 煙突、ガスタンク、水道タンク等
9. 銅像、神仏像、記念碑等
10. 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
11. その他市長が指定するもの
12. 道路の路面



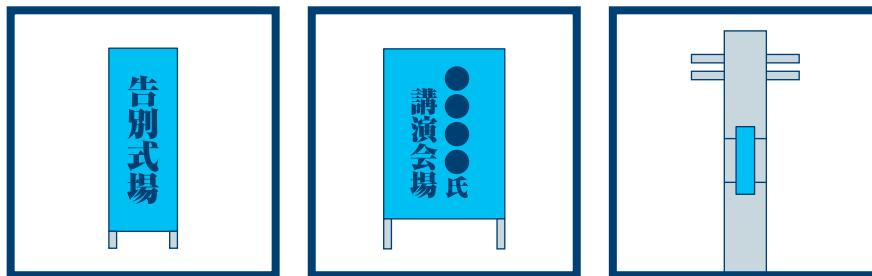
## ■ 禁止広告物（条例第13条）

1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽化したもの
3. 倒壊又は落下のおそれのあるもの
4. 信号機又は道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
5. 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



## ■ 適用除外の屋外広告物（条例第11条・規則第8条～10条、別表第1）

1. 法令の規定により表示するもの
2. 自家用広告物のうち、一定の基準を満たすもの
3. 管理用広告物のうち、一定の基準を満たすもの
4. 工事現場の仮囲い等に表示するもので、一定の基準を満たすもの
5. 冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
6. 講演会等のため、会場の敷地内に表示するもの
7. 人や車両等に表示するもの
8. 電柱広告で、一定の基準を満たすもの ……等



## ■ 面積による許可の基準

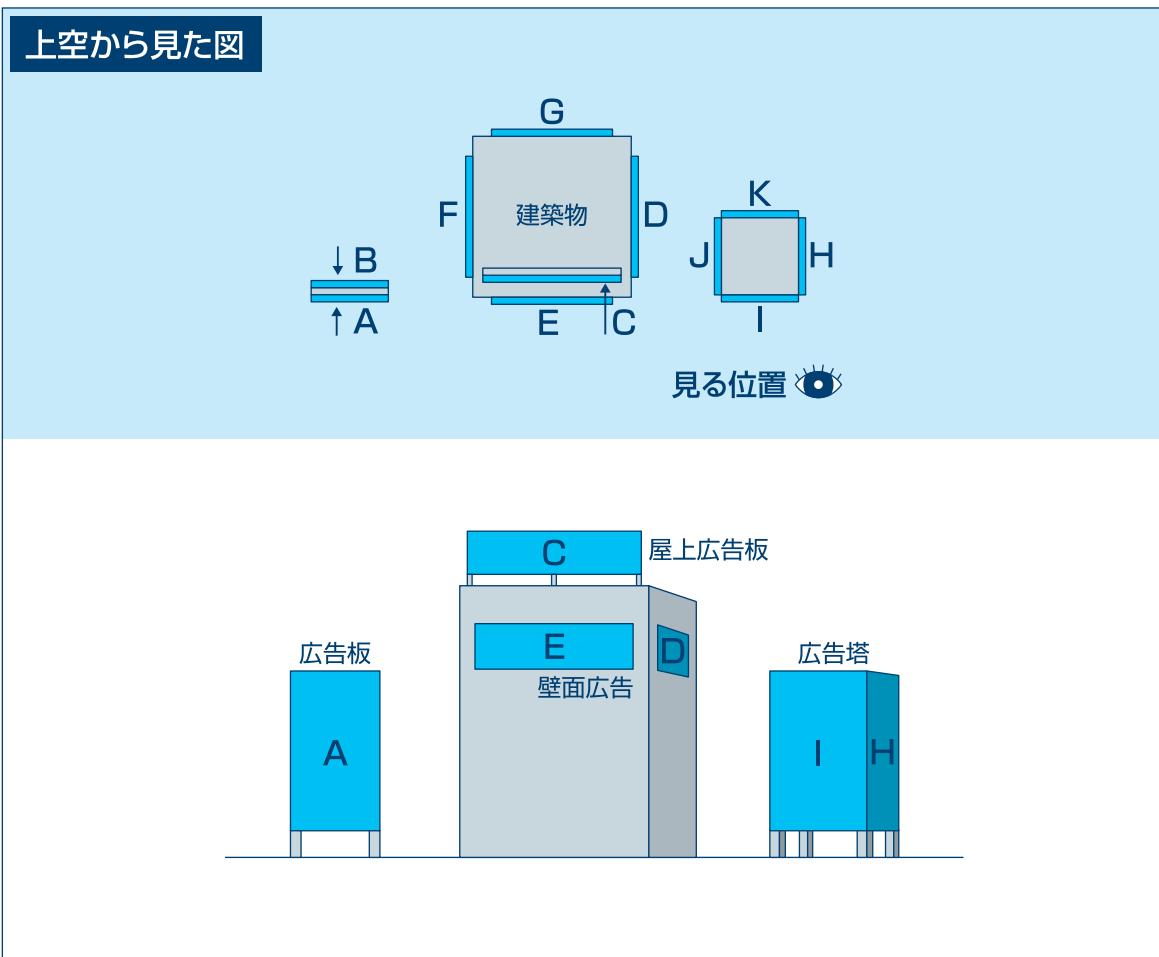
地域区分 設置目的 による分類	禁止地域	許可地域	
		指定道路及び 鉄道に接続する区域	左記以外の地域
自家用広告物	10m <sup>2</sup> を超える場合 許可申請必要 (20m <sup>2</sup> まで)	20m <sup>2</sup> を超える場合許可申請必要 (禁止地域を除く住居系の 用途地域(※1)では10m <sup>2</sup> を超える場合)	
案 内 広 告	許可申請必要(5m <sup>2</sup> まで)		許可申請必要
管理用広告物	許可申請不要(3m <sup>2</sup> まで)		
一般広告物	表示不可	許可申請必要	

※面積は、全ての広告表示面積の合計

※1 住居系の用途地域:都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

## ■ 面積計算方法

同一敷地内に複数の広告物を表示する場合等では、以下の面積を用いて算定します。



個別の許可基準に適合しているかどうかの判断に用いる面積で、広告物の種類ごとに一番多く見ることができる面積（「 <b>広告表示面積</b> 」）	広告板：A 屋上広告板：C 壁面広告：D+E 広告塔：H+I
申請が必要かどうかの判断に用いる面積で、広告物を一番多く見ることができる場所から見えている広告物の面積を足したもの（「 <b>広告表示面積の合計</b> 」）	A+C+D+E+H+I
許可申請手数料の算定に用いる面積で、広告物の種類毎の面積（「 <b>合計面積</b> 」）	広告板：A+B 屋上広告板：C 壁面広告：D+E+F+G 広告塔：H+I+J+K

### 3 許可の基準 (条例第16条・規則第15条、別表第1、別表第2)

屋外広告物の種類ごとに許可の基準があります。

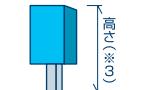
#### ■ 共通基準

屋外広告物を表示する場合は、次の共通基準を守ってください。

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと
2. 原色を過度に使用していないこと
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと
4. 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること
7. 風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと

#### ■ 個別基準

主な許可基準は以下のとおりです。詳しくは、施行規則の別表第1及び別表第2で確認してください。

広告物の種類	地域	許可地域 (指定道路及び鉄道に接続する区域)		(左記以外) 許可地域	共通事項
		禁止地域	自家用広告物 管理用広告物		
広告板	 高さ(※3)	広告表示面積 20m <sup>2</sup> 以下	別表①の とおり	広告表示面積 35m <sup>2</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"><li>地色に原則黒色・原色の使用不可(※4)</li></ul> <p>【別表①が適用されないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>高さ10m以下</li><li>脚部への広告表示不可</li></ul>
広告塔	 高さ(※3)	広告表示面積 20m <sup>2</sup> 以下	別表①の とおり	広告表示面積 50m <sup>2</sup> 以下	
屋上広告板	 高さ(※3) 建築物の高さ	広告表示面積 20m <sup>2</sup> 以下		広告表示面積制限なし	<p>【耐火・不燃構造物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>建築物の高さの2/3以下</li></ul> <p>【木造建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>広告表示面積 20m<sup>2</sup>以下</li><li>地上からの高さ 10m以下</li></ul>
屋上広告塔					

広告物の種類	地域	禁止地域	許可地域 (指定道路及び鉄道に接続する区域)		(左記以外)	共通事項			
		自家用広告物 管理用広告物	一般広告物	自家用広告物 管理用広告物					
壁面広告		広告表示面積 20m²以下	<p>【住居系の用途地域(※1)】 広告表示面積20m<sup>2</sup>以下</p> <p>【住居系の用途地域以外の地域】 広告表示面積制限なし</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓・開口部をふさがないこと</li> <li>1壁面に同一内容のものは1個</li> </ul>				
突き出し広告		<ul style="list-style-type: none"> <li>広告表示面積15m<sup>2</sup>以下/個</li> <li>道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、1m以下)</li> <li>広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、歩道2.5m以上、車道4.5m以上)</li> <li>壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること</li> <li>交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサイン等(※2)を使用しないこと</li> </ul>							
貼紙		<ul style="list-style-type: none"> <li>広告表示面積1.5m<sup>2</sup>以下</li> <li>容易に除却できるような方法で表示すること</li> </ul>							
貼札		<ul style="list-style-type: none"> <li>広告表示面積0.3m<sup>2</sup>以下</li> <li>同一壁面には2枚以下</li> </ul>							
広告幕		<ul style="list-style-type: none"> <li>一片の長さ15m以下、広告表示面積22.5m<sup>2</sup>以下</li> <li>建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと</li> <li>地色に原則黒色・赤色の使用不可(※4)</li> </ul>							
広告旗		<p>【建築物・工作物に添加するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横0.45m以下、縦0.9m以下</li> <li>広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、歩道2.5m以上、車道4.5m以上)</li> </ul> <p>【のぼり旗】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横0.9m以下、縦1.8m以下</li> <li>高さ3m以下</li> <li>倒伏しないよう表示すること</li> <li>3本以上並列する場合は等間隔に並べること</li> </ul>							

※1 住居系の用途地域：都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

※2 ネオンサイン等：ネオンサイン及び発光ダイオード、光ファイバーを利用するもので、その外観がネオンサインと同等と認められるもの

※3 電飾がある場合は、電飾を含めた高さ

※4 黒色、原色、赤色：マンセル表色系を用いて以下のように定義する。

黒色：色相がなく(無彩色(N))で明度が3を超えないもの

原色：色相が、赤(R)・青(B)・黄(Y)で、彩度が12を超えるもの

赤色：色相が、赤(R)で、彩度が12を超えるもの

## ◎ 案内広告

禁止地域・許可地域（指定道路及び鉄道に接続する区域）では、下記の基準を満たしている場合に表示できます。

- ・広告表示面積5m<sup>2</sup>以下
- ・高さ5m以下
- ・表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行先を示す表示等に限る
- ・脚部への広告表示不可
- ・入口の判別が困難な場合に、当該入口を判別するために表示・設置するものに限る
- ・1事業所に原則1個とすること
- ・原則として広告板は長方形・正方形、広告塔は角柱状・円筒状に限る
- ・共通許可基準・個別許可基準に適合すること
- ・地色に原則黒色・原色の使用不可（※4）

## ◎ 別表①【許可地域（指定道路及び鉄道に接続する区域）の広告板・広告塔（一般広告物）の個別基準）

区域・種類	区分	幅又は長さ	地表からの高さ	広告表示面積	路端からの距離	広告物相互の間隔
指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する区域	広告板	20m以下	10m以下	50m <sup>2</sup> 以下	500m以上	300m以上
	広告塔	5m以下	20m以下	50m <sup>2</sup> 以下	500m以上	300m以上
指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路及び鉄道等に接続する区域	広告板	15m以下	10m以下	35m <sup>2</sup> 以下	100m以上	50m以上
	広告塔	3m以下	15m以下	35m <sup>2</sup> 以下	100m以上	50m以上

## ◎ 市長が指定する道路・鉄道及び道路・鉄道の沿線の区域

道路名・鉄道名	区域	禁 止 区 域	指定道路及び鉄道に接続する区域(許可区域) ●
高速自動車国道中央自動車道西宮線 (通称名神高速道路)		路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
高速自動車国道東海北陸自動車道		路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
一般国道22号		路端から100m未満までの区域	路端から100m以上1000mまでの区域
一般国道155号			路端から1000mまでの区域
一般国道155号(バイパス)			路端から1000mまでの区域
東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線鉄道		路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
東海旅客鉄道株式会社東海道本線		路端から100m未満までの区域◆	路端から100m以上1000mまでの区域◆
名古屋鉄道株式会社名古屋本線		路端から100m未満までの区域◆	路端から100m以上1000mまでの区域◆
名古屋鉄道株式会社犬山線			路端から1000mまでの区域
名古屋鉄道株式会社尾西線			路端から1000mまでの区域

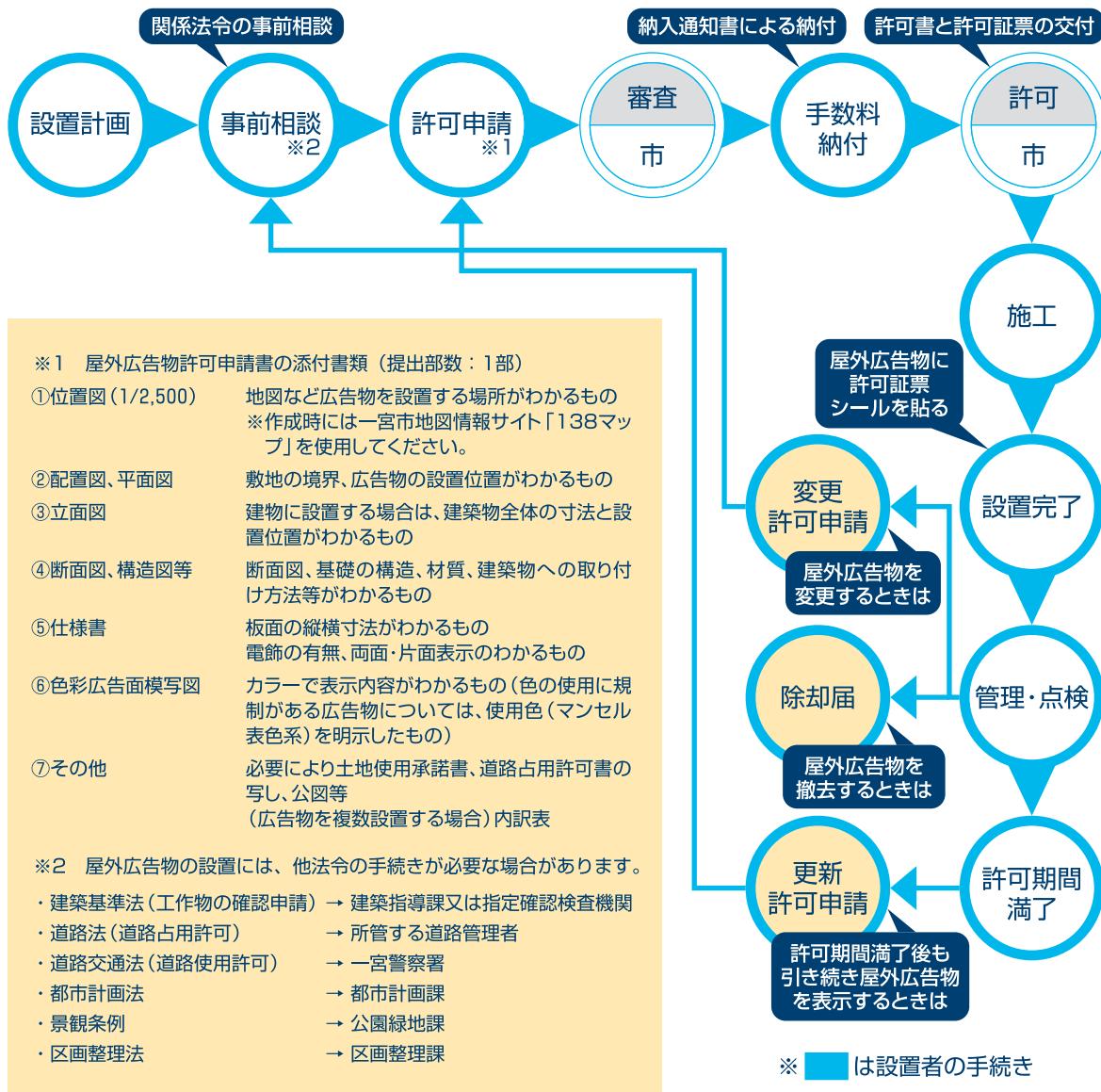
注1) ●印の区域は許可地域ですが、通常の許可地域とは許可の基準が異なります。詳しくは「個別基準」をご覧ください。

注2) ◆印の路線では、一部異なる箇所があります。

注3) 指定の区域内であっても、商業地域、近隣商業地域、市街化区域かつ人口集中地区、道路の構造や自然立地上明らかに道路や鉄道から展望することができない区域は除外されます。

## 4 屋外広告物の許可申請の手続き (条例第5条、第15条・規則第2条、第13条、第14条)

本市内で屋外広告物を表示しようとする場合は、条例の適用を受けない屋外広告物を除いて、市長の許可を受けなければなりません。



### ■ 安全点検について

屋外広告物は、適正な管理が行われないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生し、場合によっては広告主等の法的責任が問われる可能性があります。条例を遵守し、専門業者に点検を依頼するなど、適正に管理しましょう。なお、屋外広告物の更新許可申請の際は「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要です（一部の簡易な屋外広告物は除かれます。）。

## 5 屋外広告物の許可期間（条例第14条・規則第11条）

屋外広告物は広告物の種類によって許可期間が定められています。許可期間満了後も継続して表示する場合は、許可期間満了の日の14日前までに更新許可の申請を行ってください。

### ■ 許可の期間

- ・広告板、広告塔、屋上広告板、屋上広告塔、壁面広告、突き出し広告…3年以内
- ・貼紙、貼札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーン …3月以内
- ・上記以外の広告物 …3年以内

### ■ 今後の更新申請の為に

許可期間満了後も、継続して屋外広告物を表示される場合、許可期間満了の約1ヶ月前に更新のご案内を市から郵送しますので、更新許可申請、手数料の納付をお願いします。

以下の点を心がけると、今後のお手続きがスムーズになります。

- ・屋外広告物許可申請書(控え)を保管する。
- ・屋外広告物の図面を保管し、申請内容を把握する。
- ・看板の追加変更・撤去を行う場合は、事前に市に相談する。

※更新の際に許可基準を超える屋外広告物が追加されていることが分かった場合は、是正が必要になります。このようなことを防ぐために、看板の追加変更・撤去の際は、事前にご相談ください。

## 6 許可申請の手数料（条例第48条、別表）

屋外広告物の許可申請には、手数料がかかります。この手数料は、屋外広告物の種類や許可期間によって単価が定められています。

### ■ 許可申請手数料

種類	区分	許可期間	手数料
広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び掲出物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	1年以内	合計面積5m <sup>2</sup> につき900円
		1年を超え3年以内	合計面積5m <sup>2</sup> につき1,300円
	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	1年以内	合計面積5m <sup>2</sup> につき1,200円
		1年を超え3年以内	合計面積5m <sup>2</sup> につき1,900円
電柱又は街灯柱を利用する広告		1年以内	1個につき200円
		1年を超え3年以内	1個につき300円
立看板、広告旗		3月以内	1枚につき100円
貼 紙		3月以内	100枚につき400円
貼 札		3月以内	1枚につき40円
広告幕(網)		3月以内	1枚につき400円
アドバルーン		3月以内	1個につき700円
その他の広告物		1年以内	1個につき100円
		1年を超え3年以内	1個につき160円

## 7 屋外広告物を表示するものの義務

### ■ 管理義務（条例第18条）

屋外広告物の表示者等は、屋外広告物に関し補修その他の必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

### ■ 点検義務（条例第19条・規則第14条、第16条）

屋外広告物の表示者等は、屋外広告物の劣化及び損傷の状況を点検しなければなりません。また、許可期間の更新時には、安全点検を実施し、報告書を提出しなければなりません（一部の簡易な屋外広告物は除かれます。）。

※高さ4mを超える屋外広告物〈広告板、広告塔、アーチ、屋上廣告板、屋上廣告塔、壁面廣告（映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く）、突き出し廣告、アーケード廣告〉は有資格者が点検を行わなければなりません（令和3年7月1日より）。

「有資格者」とは…

- ・建築士
- ・特定建築物調査員
- ・屋外広告物士
- ・公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習修了者

### ■ 除却義務（条例第20条）

許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき、許可が取り消されたとき、設置の必要がなくなったときは、屋外広告物を取り外し、市に届け出なければなりません。

## 8 屋外広告業の登録又は特例届出 (条例第28条、第29条、第32条、第42条・ 規則第20条、第23条)

市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市へ登録申請又は特例の届出をする必要があります。また、登録又は届出事項に変更があった場合にも、その旨を届け出る必要があります。

## 9 違反広告物に対する措置、罰則

違反広告物の表示者等に対し、除去等の必要な措置を命じます。

また、違反して表示されている貼紙、貼札、立看板等は市が除去し、売却や廃棄を行います。所定の違反行為には、50万円から20万円以下の罰金を科すことがあります。

### ■ 措置命令（条例第21条）

条例の規定に違反した場合や屋外広告物の管理が適正でない場合は、屋外広告物の表示者等に対して、改修や除却等の必要な措置を命令することがあります。

### ■ 許可の取り消し（条例第23条）

許可を受けた者が、次の事項に該当するときは許可を取り消すことがあります。

- ・許可に付した条件に違反した場合
- ・屋外広告物等の内容を変更したり、許可期間を更新したりするときに、申請を怠った場合
- ・措置命令に従わなかった場合
- ・虚偽の申請等不正な手段で許可を受けた場合

### ■ 立入検査（条例第24条）

必要に応じて、屋外広告物の表示者等から報告や資料の提出を求め、又はその屋外広告物のある土地若しくは建物に立ち入り、検査をすることがあります。

### ■ 罰則規定（条例第51条～53条）

次の事項に該当するときは50万円以下の罰金に処することがあります。

- ・措置命令等に従わなかった場合

次の事項に該当するときは30万円以下の罰金に処することがあります。

- ・無許可で屋外広告物を表示した場合
- ・禁止されている地域や場所に、違反して屋外広告物を表示した場合
- ・変更申請を行わずに、変更や改造を行った場合

次の事項に該当するときは20万円以下の罰金に処することがあります。

- ・立入検査等に従わなかった場合

## 10 既存の屋外広告物に対する経過措置 (条例付則第2項、第3項)

令和3年4月1日の時点で、既に表示されている屋外広告物は、次のような取り扱いとなります。

### ■ 愛知県屋外広告物条例の規定により許可を受けており、一宮市屋外広告物条例の規定に適合しなくなる屋外広告物

令和8年3月31日までは、変更・改造しない場合は、引き続き表示できます。ただし、現許可期間の満了までに更新の許可申請をしてください。

令和8年4月1日までに、一宮市屋外広告物条例の規定に適合するよう変更や改造をし、新たに許可申請をしてください。若しくは撤去をお願いします。

---

### ■ 愛知県屋外広告物条例の規定では許可不要、一宮市屋外広告物条例の規定により許可が必要となる屋外広告物

令和8年3月31日までは変更・改造しない場合は引き続き表示できます。令和8年4月1日までに新たに許可申請をしてください。

### 今後、一宮市屋外広告物条例及び施行規則に定める許可基準等が変更された場合（条例第12条）

その時点において既に表示等されている屋外広告物には、変更の日から5年間は、変更後の許可基準を適用しません。その間に、変更後の許可基準に適合するよう変更や改造を行ってください。

### 問い合わせ・申請窓口

#### 一宮市まちづくり部公園緑地課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
TEL : 0586-28-8636 [直通] FAX : 0586-73-9218  
MAIL : [kouen@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kouen@city.ichinomiya.lg.jp)

令和3年4月発行